

富士市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

富士市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

富士市議会会議規則の一部を改正する規則

（令和 年 月 日）  
議会規則第 号

富士市議会会議規則（昭和41年富士市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条委員の議案修正」を「第91条委員の議案修正  
第91条の2分科会」に改める。

第91条の次に次の1条を加える。

（分科会）

第91条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。

別表一般・特別会計決算委員会協議会の項を次のように改める。

予算決算委員会協議会	予算決算委員会の所管に関する事件の協議又は調整	予算決算委員会委員	予算決算委員会委員長
------------	-------------------------	-----------	------------

別表企業会計決算委員会協議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



令和6年3月22日

富士市議会

議長 小池 智明 様

提出者（富士市議会議員）	小池 義治
賛成者（富士市議会議員）	一条 義浩
〃（〃）	下田 良秀
〃（〃）	望月 昇
〃（〃）	山下 いづみ
〃（〃）	笠井 浩
〃（〃）	稲葉 寿利

富士市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

富士市議会委員会条例に新たに規定した予算決算委員会に関し、審査又は調査のため必要があると認めるときは分科会を設けることができるよう規定するとともに、新たに予算決算委員会協議会を規定するほか、所要の整備を行うため、規則の一部を改正する。